

新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第6条の規定により入札参加資格者として認められた者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置に関して必要な事項について定める。

(指名停止及び資格の取消)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に指名停止等の措置（以下「指名停止」という。）を行うものとする。

- 2 市長が指名停止を行ったときは、指名停止の期間中、当該指名停止にかかる有資格業者を指名してはならない。当該指名停止期間中、当該有資格業者の入札参加資格は停止され、競争入札には参加できないものとする（一般競争入札にあつては入札参加資格要件を失い、指名競争入札にあつては指名が取り消されたものとする。）。
- 3 有資格業者が別表第2第3号（1）又は第4号に該当する場合で、極めて悪質と認められるときは、3年間を上限に競争入札参加資格を取消す（以下「資格取消」という。）ものとする。
- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、有資格業者について情状酌量すべき特別な事由があるときは、指名停止等の措置を行わないことができる。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表第1又は別表第2の各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1又は別表第2の各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第5号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号まで又は第3号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（審査委員会の意見聴取）

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各号の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除しようとするとき、あるいは第2条第3項の規定により資格取消を行おうとするときは、あらかじめ、新潟市請負工事等入札参加資格要件等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に図って意見を聴くものとする。ただし、審査委員会を開催する時間的余裕がない場合は、審査委員会委員長の了承を得た上で、後日、審査委員会に報告するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条の2 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号（1）又は第4号に該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 市職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）

第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号(1)又は(2)に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止等の通知)

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは第4条第6項の規定により指名停止を解除したとき、あるいは第2条第3項の規定により資格取消を行ったときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならないものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。この場合は、審査委員会に報告するものとする。

(下請等の禁止)

第8条 指名停止の期間中の有資格業者は、本市発注工事等の全部又は一部について下請けをし、又は再委託を受けることができない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りではない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名回避)

第10条 市長は、有資格業者が別表各号の措置要件に該当する事実を知ったときは、第2条第1項の規定により指名停止を行うまでの間、当該有資格業者の指名を回避するものとする。

(指名停止等の公表)

第11条 市長は、第2条又は第3条の規定により指名停止措置を行ったときは、当該有資格業者の名称、指名停止期間及び理由等を速やかに公表するものとする。第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したとき又は第4条第6項の規定により指名停止を解除したときも同様とする。

2 前項の規定による公表は、インターネット上の市のホームページへの掲示方法によるものとする。

(その他)

第12条 この要領の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、昭和63年4月1日から適用する。

(建設工事請負業者選定基準の一部改正)

2 建設工事請負業者選定基準の一部を次のように改正する。

基準の第3条から第5条は昭和63年4月1日をもって削除し、第6条を第3条とする。

3 この要領は、平成5年4月1日から適用する。

4 この要領は、平成7年3月1日から適用する。

5 この要領は、平成15年10月9日から適用する。

6 この要領は、平成17年4月20日から適用する。

7 この要領は、平成18年4月1日から適用する。

8 この要領は、平成21年4月1日から適用する。

9 この要領は、平成22年4月1日から適用する。

10 この要領は、平成30年10月1日から適用する。

11 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1

事故等に基づく措置要件	措置要件期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市の発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札、随意契約において、入札及び契約に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電子的記録を含む）に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑履行)</p> <p>2 本市と締結した契約（以下「本市契約」という。）の実施に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 本市契約以外の新潟県内を履行場所とする契約（以下「一般契約」という。）において、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)</p> <p>7 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>

<p>(工事成績の不良)</p> <p>9 本市契約の履行に当たり、新潟市工事成績評定実施要領に基づく工事成績が不良のとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
--	----------------------------------

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置要件	措置要件期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(請負工事にあつては、常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>1 2か月以上24か月以内</p> <p>9か月以上18か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>9か月以上18か月以内</p> <p>6か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上6か月以内</p> <p>※ ただし、当該事件の発注者が上記の下限を下回る期間の指名停止措置を行った場合は、その期間まで短縮することが出来るものとする。</p>

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、次の(1)又は(2)に該当したことにより、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 本市契約に関する違反行為があったとき</p> <p>(2) 本市契約以外の業務にあたり違反行為があったとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>※ ただし、(2)の場合で、当該事件の発注者が上記の下限を下回る期間の指名停止措置を行った場合は、その期間まで短縮することが出来るものとする。</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 本市契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により、有資格業者の役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>5 本市以外の契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>12か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>※ ただし、発注者が上記の下限を下回る期間の指名停止措置を行った場合は、その期間まで短縮することが出来るものとする。</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>6 次の(1)又は(2)にかかげる場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 本市契約に関するもの</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p>

<p>(2) 本市以外の公共機関等が締結した契約に関するもの</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為)</p> <p>9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、(1)から(5)に該当するとき。</p> <p>(1)暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>(2)自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。</p> <p>(3)名目の如何を問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p> <p>(4)暴力団関係業者であることを知りながら、その業者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結していると認められるとき。</p> <p>(5)暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 2 か月以上</p> <p>1 2 か月以上</p> <p>6 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>3 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>3 か月以上 1 2 か月以内</p>